





## 別記様式（第10条関係）

電磁的記録媒体提出票

年月日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

製練事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則第一条第一項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 法令の条項については、当該申請の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

附 則  
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二三年六月一日経済産業省令第二七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年九月一日経済産業省令第六八号）  
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二十五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄  
（施行期日）この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

附 則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）  
（経過措置）この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年六月八日原子力規制委員会規則第六号）  
（施行期日）この規則は、（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）  
（施行期日）この規則は、（平成二六年六月八日原子力規制委員会規則第六号）の施行の日（平成二七年三月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）  
（施行期日）この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）  
（施行期日）この規則は、（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

附 則（令和二年七月一日原子力規制委員会規則第一二号）  
（施行期日）この規則は、（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

附 則（令和二年七月一日原子力規制委員会規則第一二号）  
（施行期日）この規則は、（令和二年七月一日原子力規制委員会規則第一二号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。





- 三 旧試験炉規則 この規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。
- 四 新試験炉規則 この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。
- 五 旧核燃料物質使用規則 この規則による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。
- 六 新核燃料物質使用規則 この規則による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。
- 七 旧加工規則 この規則による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。
- 八 新加工規則 この規則による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。
- 九 旧再処理規則 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。
- 十 新再処理規則 この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。
- 十一 新外廃棄規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則をいう。
- 十二 旧外廃棄規則 この規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。
- 十三 新外運搬規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。
- 十四 旧二種埋設規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。
- 十五 新二種埋設規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。
- 十六 旧廃棄物管理規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。
- 十七 新廃棄物管理規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。
- 十八 旧研開炉規則 この規則による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。
- 十九 新研開炉規則 この規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。
- 二十 新貯蔵規則 この規則による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則をいう。
- 二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。